

◎議案第22号 図書館条例施行規則中改正について

【中央図書館】

1 改正理由

電子図書館サービスの導入に伴い、電子書籍の運用に関する規定を定めること、利用資格管理の適正化を図るために図書館カードの有効期間を設定すること、及びその他所要の条文整備をするため、図書館条例施行規則を改正します。

2 改正概要

(1) 電子書籍の運用の規定

電子書籍の運用に関する規定を定めます。(第2条第1項、第13条、第14条関係)

|                        |                                |
|------------------------|--------------------------------|
| 第13条第1項<br>電子書籍を利用できる者 | 横須賀市内に在住・在勤・在学で、図書館カードの交付を受けた方 |
| 第13条第2項 貸出点数           | 2点                             |
| 第13条第3項 貸出・延長期間        | 15日間（貸出日、延長届出日を含む）             |
| 第13条第4項 利用停止           | 図書資料と同じく長期延滞、不正行為等             |
| 第14条第1項 予約点数           | 2点                             |
| 第14条第2項 予約取り置き         | 8日間（8日以内に利用なければ予約無効）           |

(2) 図書館カードの有効期間の設定

図書館カードの有効期間を5年間とします。(第2条第6項から第8項関係)

(3) その他所要の条文整備

上記改正に伴い、その他所要の条文整備を行います。(第2条見出し、第2条3項、第4条見出し、第5条第1項、第6条第1項、第7条、第15条、第16条、第17条、第18条、第8号様式関係)

3 施行期日

この規則は、令和6年8月1日から施行します。